

投資信託説明書
（交付目論見書）
2026.10.31

I N S I G H T
A L P H A

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－
インサイト・アルファ
ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託（米ドル建て）

※この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドの名称は、「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III－インサイト・アルファ」です。
- 米ドルにより表示され、表示通貨を「基準通貨」といいます。

- この交付目論見書により行う「UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III － インサイト・アルファ」（以下「ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月31日に関東財務局長に提出しており、2026年8月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2026年10月30日に関東財務局長に提出しております。
- 請求目論見書は、投資者の請求により日本における販売会社から交付されます（請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。）。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

管理会社 **ファンドの資産の運用および管理業務を行う者**

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

受託会社 **ファンドの受託業務を行う者**

エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド

EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）でもご覧いただけます。

＜ファンドの関係法人＞

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しを行います。
受託会社	エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド ファンドの受託業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社／保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を行います。
投資運用会社	ピクテ・ジャパン株式会社 ファンドの資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。
日本における販売会社	株式会社三井住友銀行 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
代行協会員	UBS証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

＜管理会社の概要＞

（ｉ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。

（ii）事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

（iii）資本金の額

管理会社の資本金の額は、2026年8月末日現在、735,000米ドル（約11,761万円）です。

（注）米ドルの円換算は、2026年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.02円）によります。

（iv）会社の沿革

2000年1月4日設立

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

実質的に主として世界各国（新興国を含みます。）の株式等および株式関連派生商品等にロング・ショート戦略を用いて投資を行い、資産の保全に重点を置きながら、長期的な信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

① 主に世界株式を実質的な投資対象とし、ロング・ショート戦略を用いて分散投資します。

- 主に世界各国（新興国を含みます。）の株式等および株式関連派生商品等に投資を行うピクテTR – アトラス（HJ USD投資証券）（以下「投資対象ファンド」といいます。）に主として投資します。
- 企業の本来の価値に対して株価が割安な銘柄をロング（買い建て）し、割高となっている銘柄をショート（売り建て）します。

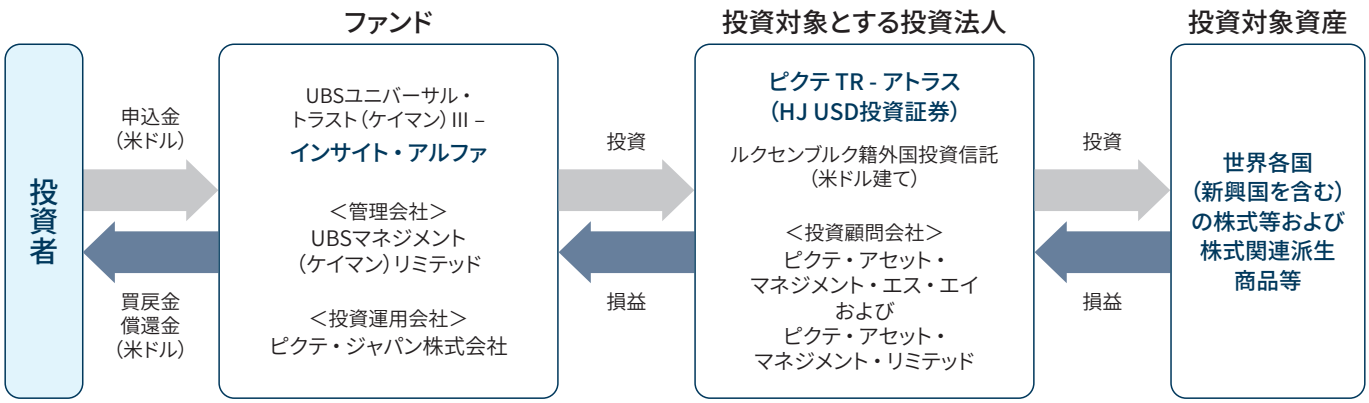
② 投資にあたっては、トップダウンによるマクロ分析とボトムアップの個別銘柄分析に基づき、銘柄を厳選し投資比率を決定します。

- 地域・国・業種毎にロング（買い建て）とショート（売り建て）の投資比率をアクティブに変更することにより、株式市場の影響を抑えながら安定的なリターンの獲得を目指します。

※ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
※投資対象ファンドの実質的な運用は、株式運用において高い専門性を有するピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドが行います。
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「ピクテTR – アトラス（HJ USD投資証券）」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国（新興国を含みます。）の株式等および株式関連派生商品等となります。

主な投資制限

- 日本証券業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、日本証券業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- 借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。

分配方針

分配は行わない予定です。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドの概要

PICTET 1805

- ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイおよびピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドは、株式運用において高い専門性を有するピクテ・グループの資産運用会社です。
- ピクテ・グループは1805年にスイスのジュネーブで設立されました。
- 世界各地に5,300名以上の役職員を有し、グループ全体の運用資産総額は約7,552億スイスフラン（約150兆円）にのぼります。

設立	役職員数	グローバル拠点数
1805年	約5,300名	31

運用資産総額	投資プロフェッショナル数
約7,552億スイスフラン（約150兆円）	400名以上

（注1）データは2026年3月末現在。
（注2）運用資産総額は同時点の為替レート（1スイスフラン=197.98円）で換算。
（注3）投資プロフェッショナル数はピクテ・アセット・マネジメントのデータ
（出所）ピクテ・グループのデータを基にUBS作成

投資リスク

1口当たり純資産価格の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

※1口当たり純資産価格の変動要因は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

＜主な変動要因＞

価格変動リスク（株式市場リスク）

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。したがって、ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

戦略固有のリスク（ロング・ショート・リスク）

ファンドは売り持ち（ショート・ポジション）取引を行います。売り建てた株式等が値上がりした場合、1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、買い持ち（ロング・ポジション）および売り持ち（ショート・ポジション）の双方で損失が生じた場合は通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

価格変動リスク（信用リスク）

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。
ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、投資対象ファンドが米ドル建てのため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

その他の留意点

- ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した1口当たり純資産価格は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

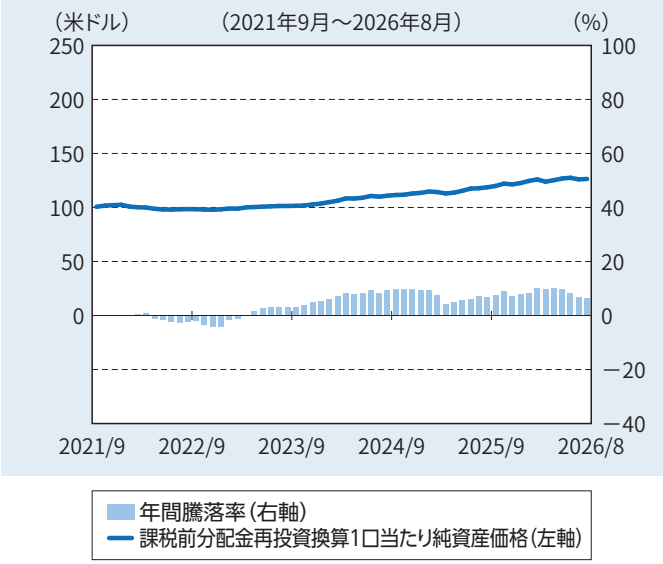
リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。
投資対象ファンドは、UCITSに適用されるEUの規制に基づくリスク管理手法に従って、ファンドの信用リスクを管理します。

参考情報

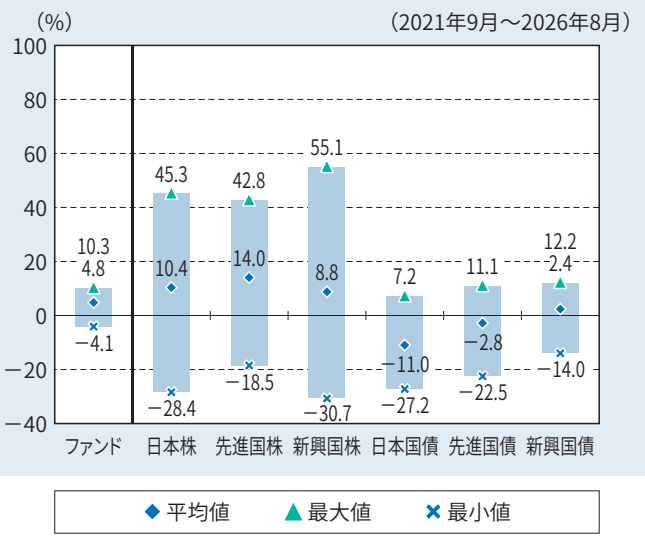
下記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資１口当たり純資産価格は受益証券１口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

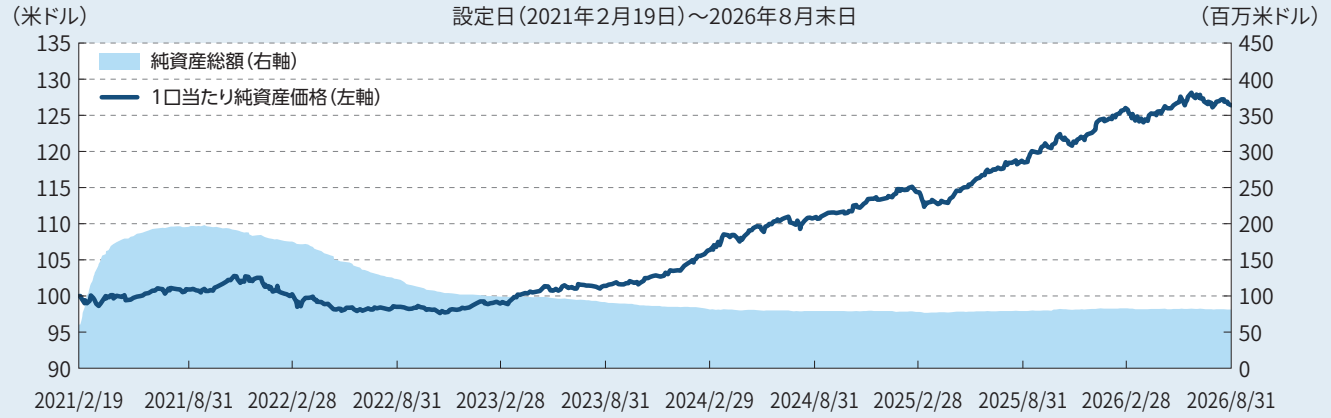
＜各資産クラスの指数について＞

日　本　株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込）
先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込）（米ドルベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）
日本国債・・・FTSE日本国債インデックス（米ドルベース）
先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス（米ドルベース）
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス（米ドルベース）

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。
※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.（FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数（TOPIX）（配当込）を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込）（米ドルベース）をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス（米ドルベース）をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス（米ドルベース）をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス（米ドルベース）をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。）より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績

基準価額および純資産の推移



※ファンドは分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。

分配の推移

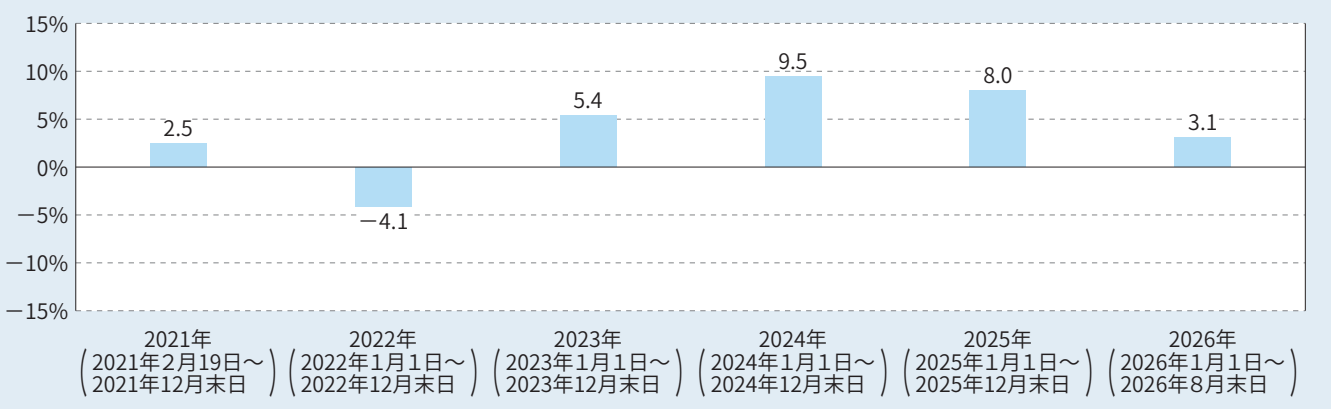
該当事項はありません。

主要な資産の状況

（2026年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
投資法人投資証券	ルクセンブルク	78,757,845.61	97.4
現預金・その他の資産（負債控除後）		2,101,197.80	2.6
合計 （純資産総額）		80,859,043.41 （約12,939百万円）	100.0

収益率の推移



（注）収益率（%）＝100×（a－b）÷b
a＝暦年末（2026年については8月末日）の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額
b＝当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
2021年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格（100.00米ドル）

手続き・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1口以上1口単位
購入価額	各取引日※に適用される受益証券1口当たり純資産価格 ※「取引日」とは各ファンド営業日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
購入代金	国内約定日※から起算して4国内営業日目までに申込金額を支払うものとします。 ※「国内約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、取引日の翌国内営業日）をいいます。 （注）円貨での申込みも可能です。この場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。「換金（買戻し）代金」についても同じです。
申込締切時間	各取引日の午後3時（日本時間）までとします。
購入の申込期間	2026年8月1日（土曜日）から2027年7月30日（金曜日）まで。 （期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位
換金（買戻し）価額	買戻日※に適用される受益証券1口当たり純資産価格 ※「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドに係る流動性または価格を算定する能力に悪影響を与えると判断される事由をいいます。
換金（買戻し）代金	原則として、国内約定日から起算して7国内営業日目以降に、日本における販売会社を通じて支払われます。
換金（買戻し）の申込締切時間	各取引日の午後3時（日本時間）までとします。
換金（買戻し）制限	受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻日に買い戻されるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。
購入・換金（買戻し）申込受付の中止および取消し	受託会社は、純資産総額の決定を停止する状況が発生した場合、ファンド障害事由が発生した場合、または、管理会社と協議の上、以下の事由が発生した場合、受益証券の発行（申込み）および買戻しを停止することができます。 ①投資対象ファンドが、投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産価格の計算の停止が宣言された場合 ②ファンドの純資産総額を公正かつ合理的方法により算出できない場合 ③受託会社、管理会社または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合 ④受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合
ファンド営業日	東京、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行の営業日（毎年12月24日を除きます。）またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の場所におけるその他の日をいいます。
設定日	2021年2月19日
信託期間	2163年12月1日まで

繰上償還 （ファンドの終了）	以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。 1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合 2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合 3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合 4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合 6. ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合 また、以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買い戻されます。 （ｉ）いずれかの評価日の純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合 （ii）受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合
計算期間末	毎年1月31日
収益分配	分配は行わない予定です。
募集金額	上限10億米ドル
純資産総額の上限	上限10億米ドル 管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により上記金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。
運用報告書	管理会社は、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照下さい。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、2.20%（税抜2.00%）の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
換金（買戻し）手数料	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

実質的な費用

ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、最大年率2.025%程度※となります。
※有価証券届出書提出日現在。今後この数値は見直される場合があります。
（注）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。
純資産総額の最大年率0.925%程度
（注）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

内訳	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料（年率は純資産総額に対する割合）
	報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理会社報酬等の支払い代行業務	年率0.12%※1
	管理会社報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル
	受託会社報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間10,000米ドル
	投資運用会社報酬	投資運用会社	ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.20%
	代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等	年率0.01%
	保管会社報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%
	管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07%（上限）※2
	販売報酬	販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理	年率0.50%

※1 管理会社報酬は年間5,000米ドル、受託会社報酬は年間10,000米ドルであり、年率0.12%の報酬代行会社報酬から支弁されます。
※2 管理事務代行報酬は、ファンドの純資産総額の①5億米ドル以下に対して年率0.07%、②5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、③10億米ドル超に対して年率0.05%となります。また、管理事務代行報酬は最低月間3,750米ドルです。

投資対象ファンド報酬

投資対象ファンドの資産に対して、年率1.10%程度（有価証券届出書提出日現在）※1の管理報酬等および成功報酬※2
※1 投資対象ファンドに直接投資する場合等、最大年率1.95%の管理報酬等がかかる場合があります。
※2 成功報酬は、投資対象ファンド1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬を算出した直近の決算時の成功報酬控除後の純資産価格および当初純資産価格のいずれか大きい値）を上回った場合、ハードルレートであるSecured Overnight Financing Rate (SOFR)を考慮したハイ・ウォーター・マーク超過分の20%です。なお、ハードルレートは今後変更される場合があります。

その他の費用・手数料

上記報酬のほか、設立費用、監査報酬、目論見書の印刷費用、信託財産の処理に関する費用、設定後の法務関連費用、信託財産にかかる租税等がファンドの信託財産から支弁されます。「その他の費用」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書（請求目論見書）の該当箇所をご参照ください。

税金

＜個人投資者の税制＞

●日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315％（所得税15.315％(注1)、住民税５％）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年１月１日以後は20.15％（所得税15.15％(注2)、住民税５％）の税率となります。）。

●受益証券の換金（買戻し）または償還に基づく差益は、個人受益者について、換金（買戻し）時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315％（所得税15.315％、住民税５％）が課せられます（2048年１月１日以後は20.15％（所得税15.15％、住民税５％）の税率となります。）。

（注１）復興特別所得税および（2027年１月１日以降は）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。
（注２）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

＜法人投資者の税制＞

●日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315％の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年１月１日以後は所得税のみ15.15％の税率となります。）。

上記は、2026年８月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

Memo

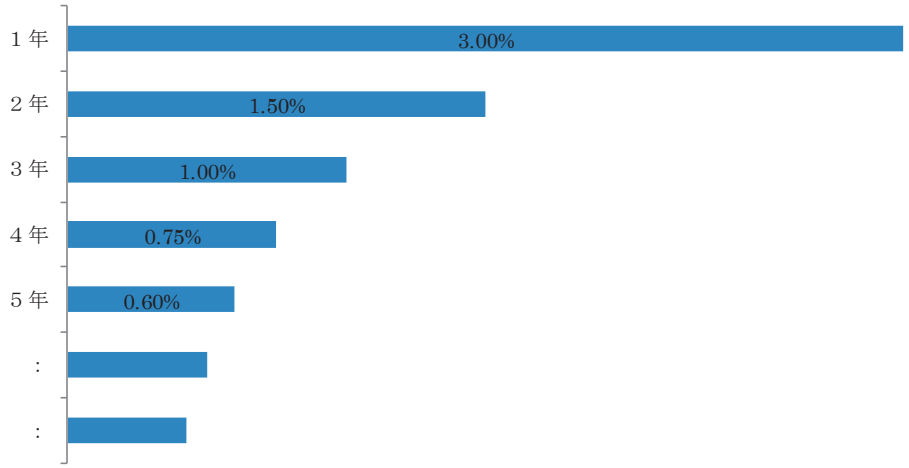
このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
（このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません）

購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。
実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。
投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。
また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
（このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません）

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第 54 号
本店所在地	〒100-0005　東京都千代田区丸の内一丁目１番２号
設立年月日	平成８年６月６日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号　0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター　　0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「インサイト・アルファ」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)
下記の手数料率を購入金額(購入価額〔１口当たり〕×購入口数)に乗じて得た額となります。
一律　2.20%（税抜 2.00%）
○購入単位
１口以上１口単位
※「投信自動積立」の取扱はございません。

（この目論見書補完書面は 2024 年 7 月 1 日時点の情報に基づいて作成しております）

SMBC　SMBCグループ

一定の投資性金融商品の販売に係る

重要情報シート（個別商品編）投資信託

2026年10月

1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	**インサイト・アルファ**
組成会社（運用会社）	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
販売会社	株式会社　三井住友銀行
金融商品の目的・機能	実質的に主として世界各国（新興国を含みます。）の株式等および株式関連派生商品等にロング・ショート戦略を用いて投資を行い、資産の保全に重点を置きながら、長期的な信託財産の成長を目指します。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	中長期での資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容する方。
パッケージ化の有無	この商品は、複数のファンドを組み入れるファンド・オブ・ファンズ(FOFs)です。 投資先のファンドはFOFs専用の商品となっていますので、個別に購入することはできません。
クーリング・オフの有無	金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容	ファンドは、主にロング・ショート戦略を用いて株式等を実質的な投資対象としますので、株式等の価格の変動、売り建てた株式等が値上がりした場合、買い持ちおよび売り持ちの双方で損失が生じた場合、投資している有価証券や金融商品の債務不履行の発生または懸念などの影響により、ファンドの1口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。 また、ファンドは米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。 主なリスクは以下の通りです（以下に限定するものではありません）。 価格変動リスク（株式市場リスク）／戦略固有のリスク（ロング・ショート・リスク）／価格変動リスク（信用リスク）／為替変動リスク／カントリー・リスク／流動性リスク
〈参考〉過去1年間の収益率	6.5%（2026年8月末現在）
〈参考〉過去5年間の収益率	当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- この商品に類似する商品はありますか。
 あれば、その商品について説明してください。

裏面も必ずご確認ください

三井住友銀行

3 費用 本商品の購入または保有には、費用が発生します

販売手数料など	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 一律2.20%（税抜2.00%） ※別に定める場合はこの限りではありません。
継続的に支払う費用（信託報酬など）	ファンドの日々の純資産総額に対し最大年率2.025%程度 その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。
運用成果に応じた費用（成功報酬など）	成功報酬は、投資対象ファンド１口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（成功報酬を算出した直近の決算時の成功報酬控除後の純資産価格および当初純資産価格のいずれか大きい値）を上回った場合、ハードルレートであるSecured Overnight Financing Rate (SOFR)を考慮したハイ・ウォーター・マーク超過分の20%です。なお、ハードルレートは今後変更される場合があります。
信託財産留保額など	ありません。

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

・私がこの商品に〇〇（通貨単位）を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

4 換金・解約の条件 本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

■ この商品の償還期限は2163年12月1日です。ただし、繰上償還（ファンドの終了）の場合があります。

■ この商品は解約手数料はありません。

■ 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

・この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

■ 当行がお客さまへこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う費用（管理報酬等）のうち、組成会社から年率0.50%の販売報酬をいただきます。
これは受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。

■ 当行は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。

■ 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。
https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

・私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

6 租税の概要 NISA（成長投資枠）、NISA（つみたて投資枠）、iDeCoの対象か否かもご確認ください

■ 税金は右の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

NISA*		iDeCo
成長投資枠	**つみたて投資枠**	
×	×	×

時期	分配時	換金・解約、償還時
項目	所得税および住民税	所得税および住民税
税金	配当所得として課税 分配金に対して20.315%	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の 差益（譲渡益）に対して20.315%

＊ 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※法人の場合は上記とは異なります。

※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

（上記は、2026年10月31日現在のものです。）

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください